別紙標準様式（第7条関係）

会　議　録

会議の名称	第１回　枚方市立火葬場指定管理者選定委員会
開催日時	平成２４年６月２２日（金）　午後２時　６分から 午後４時１３分まで
開催場所	枚方市市民会館 2 階 第 5 集会室
出席者	会　長：本多委員 副会長：大森委員 委　員：江端委員、日野委員、渡辺委員
欠席者	なし
案件名	(1)会長、副会長の選任について (2)委員会の運営について (3)枚方市立火葬場指定候補者選定について 　①枚方市立火葬場管理運営状況及び施設の概要について 　②枚方市立火葬場指定管理者募集要項、基本仕様書について 　③枚方市立火葬場指定管理者選定基準について (4)その他
提出された資料等の名称	資料 1　諮問書(写し) 資料 2　委員名簿 資料 3　枚方市立火葬場管理運営状況及び施設の概要について 資料 4　枚方市立火葬場指定管理者募集要項(案) 資料 5　枚方市立火葬場管理運営業務基本仕様書(案) 資料 6　枚方市立火葬場指定管理者選定基準(案) 資料 7　枚方市立火葬場条例 資料 8　枚方市立火葬場条例施行規則 資料 9　枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋)/枚方市情報公開条例(抜粋) 資料 10　枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 資料 11　枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 資料 12　地方自治法(抜粋・第 244 条の 2)
決定事項	・会長に本多委員を、副会長に大森委員を選任することを決定 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開、委員会への提出資料は資料 2 の掲載内容を除き、本委員会の答申後に公開とすることについて決定 ・枚方市立火葬場指定管理者募集要項（案）及び管理運営業務仕様書（案）について、本委員会の指摘内容等を踏まえて修正、確定することを確認
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 ・枚方市情報公開条例第６条第６号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公開
傍聴者の数	—
所管部署（事務局）	行政改革部　行政改革課

審　議　内　容

（開会　午後２時６分）

（事務局）　　それでは、ただいまから、第1回の枚方市立火葬場指定管理者選定委員会を開会いたします。

本委員会の会長が選任されますまでの間、事務局のほうで委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日、本委員会に対して、枚方市長から諮問書が提出されております。皆様のお手元のファイルがございますけれども、その中に資料1として、その写しをお配りしております。

本委員会は、この諮問に応じまして、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。

本日を第1回といたしまして、御答申をいただきますまで、計4回、御審議をいただく予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の出席委員は5名でございます。

委員数の2分の1以上の御出席を得ておりますので、本日の会議が成立している旨を御報告いたします。

（事務局）　　それでは続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。

紙ファイルにつづらせていただいておりますけれども、まず、本日の委員会の日程を記した紙が1枚ございます。ここにも本日の配付資料一覧を掲載しております。

次に、インデックスを張ってるんですけれども、資料1から資料12、それから参考資料がございます。資料番号をそれぞれインデックスで貼りつけております。

資料は以上でございますけれども、配付漏れ等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは次に、委員会への諮問内容に係る説明に移らせていただきます。

委員会の諮問対象であります枚方市立火葬場につきましては、公募により選定を行っていただくものでございます。

選定委員会におきましては、公募の場合、各申請団体が提示します内容につきまして、管理運営に当たっての費用、効果、管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討いたしまして、採点いただくことによりまして、最も得点が高い団体を指定候補者として御答申いただくものでございます。

次に、これらの施設に関しまして、本市が指定管理者に支払う方法といたしましては、指定管理料といたします。

これは原則として、指定期間中、提案された指定管理料を毎年度市が支払いまして、指定管理者がその額をもって、今後、5年間の管理を代行するもので、前回の指定管理時と同様、今回も導入するものでございます。

なお、指定管理期間につきましては、前回は本施設に関して初めて指定管理者制度を導入することを勘案いたしまして、3年間としておりましたけれども、今回は5年間としております。

これは、指定管理期間を長期化することによりまして、指定管理者にとって人材の確保や維持管理経費の削減が図りやすくなり、それがより効果的な施設運営に反映されるといったことを考えまして、公募によって指定管理者を更新する施設については、指定管理期間を5年間とするこ

とを市の方針としているところでございます。

案件（1）会長、副会長の選任について

それでは審議に入ります。

案件(1)の会長、副会長の選任についてを議題といたします。

本委員会につきましては、条例施行規則の規定によりまして、委員の皆様方の互選によりまして、会長、副会長を各1名置くこととなっております。

事務局といたしましては、指定管理者の選定に当たりまして、公正性、公平性確保の観点、関係法令等との関係などの法的な観点、また提案されている指定管理料等、収支予算書の実現可能性など、財務的な観点からの点検や確認が基本になるものと考えております。こうしたことから会長を法律の専門家である弁護士の本多重夫委員に、副会長を会計の専門家である税理士の大森布実子委員にお願いしてはどうかと考えております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

（事務局）　　よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、会長に本多重夫委員、副会長に大森布実子委員を選任することを決定させていただきます。

恐れ入りますけれども、本多委員、大森委員は会長、副会長席のほうへ移動をお願いいたします。

〔会長席、副会長席に移動〕

（事務局）　　それでは、会長、副会長より一言ごあいさつをいただきたいと思います。

（会長）　　ただいま会長に選任いただきました本多でございます。大変僭越ではございますが、一生懸命やらせていただきたいと思っております。

これから暑くなるというときから始まって、そろそろ涼しくなるというような、長期間にわたって4回の会議が開かれる予定のようでございますが、最もふさわしい候補者を選ぶためには、専門の先生方の知見が極めて有用であると考えておりますので、議事、会議進行に当たりましては、皆様方の御理解と御協力を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

（副会長）　　副会長に御指名いただきました大森でございます。本多会長を補佐しながら、会議の円滑な進行に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）　　それでは、以降は本多会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（会長）　　それでは、委員会を進めてまいりたいと思いますが、委員会の日程について、事務局から若干御説明いただけますか。

（事務局）　　それでは御説明させていただきます。

お手元の枚方市立火葬場指定管理者選定委員会の開催日程（案）という資料がございます。A4サイズの1枚物の横長の資料ですけれども、公募によりまして選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、全4日間の日程で開催させていただきたいと考えております。

本日は第1日目といたしまして、この後、所管部署であります所管課から資料3の施設の運営状況及び施設の概要について説明させていただきます。

その後、資料4の募集要項（案）、資料5の仕様書（案）について説明させていただきます。

これらにつきましては、委員の皆様から御意見をいただいた上で、所管部署において最終決定

してまいります。
　続きまして、資料6の選定基準（案）について御説明いたします。この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様に申請団体を御採点いただく際の基準となるものでございます。これにつきましても、本日、委員の皆様から御意見をいただいた上で確定いただければというふうに考えております。
　なお、本日で募集要項等が確定いたしますと、7月9日から配布を行いまして、説明会、質疑応答などを経まして、8月初旬から応募書類の受け付けを行う予定となっております。
　また、第2回、次回の委員会ですけれども、申請団体から提出された事業計画書等の提案内容が、本市が求める要求事項の達成に必要不可欠であると明示した確認事項を満たしているかを御確認いただくとともに、プレゼンテーションの実施方法について御審議いただきたいと考えております。
　続きまして、第3回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第4回の委員会で採点結果を報告、委員の皆様の合議の上、御答申をいただきたいと考えております。
　以上でございます。よろしくお願いいたします。
（会長）　　ありがとうございます。
　今の事務局からの説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等がございましたら、自由に御発言をいただけますか。
　特になければ、次の案件に進めさせていただきたいと思います。

案件（2）委員会の運営について
　次の案件は、委員会の運営についてでございます。
　本件について、事務局の説明をいただけますか。
（事務局）　　それでは、御説明いたします。
　お手元にお配りしております資料9、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）になっておりますけれども、こちらをごらんいただきたいと思います。
　この規程は、本市における審議会等の会議の公開等について定めたもので、規程の第3条第1項第2号にございますように、本委員会は枚方市情報公開条例第6条の規定による非公開情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合、これに該当するものとしまして、具体的に申し上げますと、資料裏面をごらんいただきたいと思います。枚方市の情報公開条例の抜粋でございます。その網かけの部分、第6条第6項に規定します、意思形成過程情報を調査、審議するもので、すなわち公開しないことができるものと考えております。会議の公開等の決定に関してでございますが、資料の表面に戻っていただきまして、規程の第4条にございますように、会議に諮って行う、すなわち本委員会においては、会長が会議にお諮りいただいた上で御決定いただくことを規定しているものでございます。
　次に、会議録の作成についてでございますけれども、規程の第7条第3項第1号にございます、審議の経過がわかるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆様方の発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。
　ただし、発言者名につきましては、個人名を記載せずに、単に会長、副会長、委員と表記させていただいてはどうかというふうに考えております。
　なお、事務局といたしましては、会議録につきまして、事務局で作成の上、全委員に御確認い

ただいた上で、答申いただいた後に公開する取り扱いとしていただいてはどうかと考えております。

以上でございます。

（会長）　ありがとうございました。

今、事務局から委員会の公開、あるいは会議録の公開等に関しまして説明がございましたが、委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、どうぞ自由に御発言いただけますか。

（委員）　公開か非公開かをこれから決めるということですか。

（事務局）　はい、そうです。

（委員）　今、説明がありました第6条第6項ですか、意思形成過程というのは、具体的にどういうことなんですか。

（事務局）　まだ決定していない事項をここで審議する内容でございますので、それとあと、今回、公募になっておりますので、やっぱり競争性というものが働くというのがありますので、後々ちょっと説明があると思うんですけれども、加点事項というものがございまして、その加点事項が公開されることによって外に出てしまうということで、応募してこようとする事業者の有利な点になって働いては困るということで、意思形成過程ということで、自由な発言ができないということになってしまうと思います。それで非公開というふうに、こちらとしては思っているんですけれども。

（委員）　要するに非公開の方向でいくんですよね。

（事務局）　事務局としてはそう思っているんですけれども、委員会のほうでそれは決定していただく内容となっております。

（委員）　例えば、私が委員として、何でその委員会は非公開だと聞かれた場合に、私がどういうふうに説明していいかなと思ったんですけど。わかりました。ありがとうございます。

（委員）　済みません。その非公開の、3年前の話もありますけども、会議録は全部とってありますよね。

（事務局）　はい。

（委員）　この審議が終わって答申した後、業者さんが決定されて、最終的には議会の決定になってくると思うんですけども、その後においては公開になっていくわけですか。公開対象になっていくわけですか。

（事務局）　会議録は公開になるんですけれども、加点事項とかについては議会にも出していないという状況になっているんです。

（委員）　会議録だけが公開と。

（事務局）　そうですね。会議録は。

（委員）　でもその加点情報とかいうのも、いわゆる市の情報公開の請求があったときにも、それは非公開情報として扱ってはるんですか。

（事務局）　ちょっとそれは検討していかないといけないと思うんですけれども、情報公開請求があった場合に、その加点事項については、見えないようにして公開していくべきではないかというふうに考えておりますけど。

（委員）　現状も。3年前の部分も同じような。

（事務局）　そうですね。

（委員）　今、実際あったかなかったかわかりませんけども、もし今あれば、その方向で考えてはるということでいいんですか。

（事務局）　　はい。
（委員）　　情報公開に関することは、随分、世の中、何でも公開するという風潮になっておりまして、点数については、終わった後に請求があった場合、点数出せませんとは言いにくいと思うんです。
（事務局）　　現状でも点数は出しているんです。
（委員）　　点数は出していると。加点事項は。
（事務局）　　加点事項といいますのは、加点する条件といいますか。
（委員）　　加点事項と点数とは違うことなんですか。
（事務局）　　そうですね。資料6の選定基準のところに表がありまして、その3ページに加点事項という一覧があるんですけれども、この文書についてはオープンにしていないという形になります。
（事務局）　　市が火葬場の管理運営について求めている基本的な内容が、表の真ん中にある確認事項という欄でございまして、それを目がけて事業計画を出してこられるんですが、そこから上積みがあった場合に、加点しようというのが加点事項に書いてあるということなんです。なので、それを見せるようにしてしまうと、加点事項をねらって事業計画を出してくることができるという、そういうことになります。
（委員）　　それは通ると思います。わかりました。
まず、この会議自体は非公開にするのが適切と私も考えます。なぜかと言うと、公開した場合には、だれがそこに座っているかというのがわかりますでしょ。火葬場ですので、私は余りここでは強く関係しないんですけれども、都市ごみ関係ですと、だれがそこにいるかというので、原子力発電所の件でもいろいろありますけど、そのメーカーさんから寄附を受け取っているとか、そういうことが出てきますと、すごく話がややこしくなりますので、今回は私は問題はないんですけども、その辺でまず嫌うことがあります。
それから、あと、寄附云々がなくても、個人的ないわゆる会議外でのアプローチというのが企業さんからあった場合とか、やはり困るということで、やっている間は非公開にしてくれというふうに私たちはいつも頼んでおります。すべてが決まった後で、議事録なり議事要旨の公開を行うとか、あと公開請求があった場合については、出しますけども、ただその加点事項という件については、趣旨からして出せませんというのは、それは通ると思うんです。
いま、僕がお話しした内容で、公開については結構あちこちで、それでもめることがよくあるので、ちょっと申し上げましたけれども。
（会長）　　さっきの事務局の、点数を公開しているという場合の点数というのは、総合点なんですよね。多分その加点事項で、それぞれ何点とったかというあたりの公開ではないんですよね。
（事務局）　　最後の委員会としての5名全員の合計した得点については、それぞれ公開してますから、議会とかにも出していくということになりますが。
（会長）　　ちょっと確認ですけど、会議録の関係では、発言者の名前というのは出るんですか。最終的に会議録を公開されるじゃないですか。
（事務局）　　会議録のそれぞれどの方が何を発言したという形にはならないんですけれども。
（委員）　　それは終わった後の公開の話ですか。やってる最中の、決まる前の、だから今からでいくと、10月までやってますよね、会議。恐らく議会に出したりとか、大体10月の終わりにはけりがつくと思うんですけど、例えばきょうの内容ですとかは、8月ぐらいに公開されると、ちょっと困るかなと思うんですけど。

（会長）　　端的に言えば、会議録の以前に、委員の名前を公開するのはちょっとということを先生は言われてるんですよね、進行中に。
（委員）　　進行中に、はい。終わった後であればいいと思うんですけど。
（会長）　　それは事務局としての見解はどういうものなんですか。
（事務局）　　一応、前回の会議録では、本文中ではだれが何を発言したという形にはなってないんですけど、すべての方のお名前は会議録の表紙には出るという形にはさせていただいているんですけど。
（会長）　　委員の言われているのは、会議録を出すときの問題じゃなくて、それ以前の会議進行中に、委員がだれであるかという情報が流れるのはどうかということを。
（事務局）　　そうですね。以前やったときにはそれが出てたと思うんです。
（委員）　　そうなんですね。
（事務局）　　それも出さないほうがいいということですよね。
（委員）　　以前は、このくらいのことですと、私はそんなに何もないんですけど、都市ごみ関係って額がでかいでしょ。200億、300億というのにもなって、だから余計シビアになるんですね。でも、金額のこともそんなにでかい話じゃないですし、枚方市さんの前例に従ってやっていただいたらいいと思います。
（会長）　　枚方市の前例ではどういうふうな取り扱いをしてきたんですか。
（事務局）　　会議録と全く別のところで、先に情報公開の観点から、例えばこの指定管理者の選定委員会をつくりましたという、例えばホームページがあるとしまして、そこにそこの委員構成については、この資料2程度の肩書と申しますか、御職業とお名前ぐらいはあらかじめ公開させていただくという。
（会長）　　そういう取り扱いをされてきたということなんですね。
（事務局）　　今まではそうしてきたんです。
（委員）　　それでしたらもう一つあります。
この手を挙げられる企業さんに、事前にこの名前が挙がった人たちに接触してはなりませんと、もしもそういうことがあった場合には失格としますと、指名停止しますというのはどこかありましたか。
（事務局）　　それは書いてます。
（委員）　　済みません、今の接触というところが非常に僕の場合ひっかかってくるんですけども。
（委員）　　ですから、この選定に影響を及ぼすような接触と。
（委員）　　はい。そういうのは全く、仕事柄そこは区別して動いてるわけなんですけれども。
（委員）　　委員は、公表するとアプローチがあったりするんじゃないかという御心配ですか。
（委員）　　それを恐れて公開しないという方法もありますし、もう一つは、こういう契約ごとの約束事の多い世界ですと、事前に選定に影響を及ぼすような接触はあるとみなした場合には失格としますと、それを決めるのは、その委員が決めるんですというぐらいにしておけば、今度、僕らが決めるとした場合には、例えば、ふだん何のつき合いもない会社から突然何かお中元を贈ってきたりとかいったら、それだったらそれを、こういう証拠をとっておいて、こんなんですわと、それで失格ということで。
（委員）　　だから、今までで公開やった場合については、今から防ぐというのはかなり難しいことですので、できないと思います。

（会長）　かえっておかしくなりますね。今までそういう前例であれば。
そしたら枚方市の前例があるということで、またその要項でそこら辺の接触禁止については、厳しくうたわれているようでございますので、事務局の提案したような公開、非公開のあり方でよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

（会長）　そしたら、異議ないということで、次の案件に進めさせていただきたいと思います。
（委員）　議事録は名前を載せるという。
（事務局）　いえ、議事録は委員、会長、副会長という形にはなりますけれども。
（委員）　固有名詞は載らないと。
（事務局）　議事録の表紙の部分は、この委員会の会長がだれで委員がだれというのは載りますが、本文中の発言者名は特定されないようにはなります。
（委員）　ということは、会長と副会長が特定されるわけですね。
（事務局）　それはそうですね。
（副会長）　それは、会長がどなたというのは出るんですか。
（事務局）　今の会議録上はわかります。
（会長）　そしたら次の案件に行かせていただきます。
委員会の提出資料の取り扱いについてはどういうことになっているんでしょうか。
（事務局）　委員会の提出資料の取り扱いなんですけれども、事務局といたしましては、先ほど御決定いただきました会議録と同様に、委員会の提出資料につきましても、枚方市の情報公開条例第6条の規定による非公開情報が含まれるもの、意思形成過程情報ということで、答申いただいた後に公開する取り扱いとさせていただいてはどうかと考えております。
ただ、先ほど申しました資料のうち、委員名簿につきましては、先ほどのお話なんですけれども、情報公開を進める今日的状況から、本市においても一部の審議会を除いて公表しているというのが現状でございますので、委員名簿につきましても、ほかの資料と同様に、指定候補者の選定における意思形成過程情報の一環として、これまでと同様に、答申後に公開すべきか、それとも答申を待たずに公開していくべきかというお話があるんですけれども、先ほどのお話でしたら、答申を待たずに公開するということでよろしいですか。
（委員）　公開の流れになっていますので、それで接触をしてきた場合にはという、それが入っていればですね。
（会長）　先ほどのあれですよね。異論ないということでございました。
ただ、資料については、いろいろ加点事由とか書かれている資料もあるんじゃないんですか。
（事務局）　資料といいますのは、資料2です。委員名簿の資料です。
（会長）　そのことですか、ここで言われてる。
（事務局）　それと、名簿につきましてはこの資料2です。これは、答申前に公開させていただくということでよろしいんですね。
（会長）　ええ。で、あと、提出資料に関しては。
（事務局）　提出資料につきましては、答申後ということでよろしいですか。
（会長）　加点事項も入ってるんでしょう。でもそれなら。
（事務局）　公開ということでしますが、それは情報公開請求のためへの対応ですとか、できるできないという部分、加点事項のほうがございますので、そこは全体的に一方的に出していくわけではなく、ケース・バイ・ケースでの判断なり、対応させていただきたいというふうに考え

ております。
（会長）　そうすると、理解としては、情報公開条例の関係で公開できないような情報とかあるじゃないですか。そこら辺の観点も踏まえて、提出を受けている資料については、事後的に公開するかどうかは決定していくというふうなことでよろしいんですか。
（事務局）　はい、そうです。
（会長）　プレゼンテーションの資料なんかも当然それに含まれてくるわけですよね。
（事務局）　そうですね。
（委員）　プレゼンの資料は公開するんですか。プレゼンで我々が聞いた内容というのは公開するんですか。すなわち、Aと言う会社、Bと言う会社、Cと言う会社がそれぞれ話をされますよね。その内容を、Aと言う会社がどういう話をしたかをBの会社も知り得るんですか。
（事務局）　答申が終わりました後に、会議録という形ででは見ていただけると思うんですが、それが終わった後という話になります。
（委員）　それはA社がつくった資料をだれでも見れるんですか。
（事務局）　それは募集要項等にも書いてあったと思いますけれども、情報公開請求の対象文書になるので、個別の対応で考えていくことになるかと思います。
（会長）　そうすると、もう1回、事務局の資料についての御見解というか、方針をもう１回ちょっと皆さんに最終的に判断してもらうのに、もう1回ちょっと整理して言っていただけますか。どうされるか。
（事務局）　この資料2の名簿につきましては、答申前に公開していくと。会議録についても、だれが何を発言したかというのがわからない形で公開していくと。
　あと、資料につきましては、すべて答申が終わった後に、情報公開請求があった場合にお見せすると。ただ、加点事項については、いろんな情報が入っておりますので、その部分についてはわからないような形にして公開するという形になるとは思います。
（委員）　あんまり細かいことを言ってちょっと恐縮なんですけど、資料については情報公開請求が前提なんですか。例えばホームページなんかに、事前に公開請求を待たずに出すというような話ではないんですか。今の資料の問題というのは。
（事務局）　実際は、本市の決まりごとの中では、資料については、会議録とともに、各所管部署のほうで見れるように公開用に用意をしておきなさいということになっているんですが、なので見に来られたら、原則見ていただけると思うんですが、ただ、今、話がありました中で、どうしても出しにくいような加点事項等があります。それについては、無条件に見せるわけにはいかないと思うので、その部分については、ケース・バイ・ケースで判断といいますか、情報公開請求での対応も必要になってくるのかなというふうには考えております。
（会長）　見に来たら見せるというのは、情報公開請求の話をされているんではないんですよね。
（事務局）　違います。
（委員）　ということは、関係部署のところに簿冊を置いておいて、見たければ見てねという公開コーナー的なところに置いておく。
（事務局）　公開コーナーという形ではないんですけれども。
（委員）　担当部署には保管してあって、あれ見せてと来はったら、見せますよと。それでその中で、今の加点情報については、公開したくないというのがありますよね。しないというのは考えてはりますよね。ということは、その中から、その分については削除しておくなり、はじめ

から黒く塗ってあるとかというものをもう用意して置いてあるという。

（事務局）　　用意してます。わからないように黒く塗るまではしていると思います。ただ、情報公開請求があった場合に、多分、この黒く塗った形で。

（委員）　　いやいや、情報公開請求でなくても、簿冊が置いてあれば、自由に見られるところってありますよね。

（事務局）　　はい。

（委員）　　そういう形では用意しない。先ほど、僕が受け取り方を間違ったのかもしれないんですけども、こういう資料については、全部審議が終わった後は、担当課のほうで保管しておりますと。あの資料が見たいと市民が来た場合については、見せますよと。それは情報公開請求として、ちゃんと手続にのっとった上での公開なのか、一般的に入札情報みたいに、何もそういう特別の手続をしなくても見れるように用意しておくのかというのがありますよね。

（事務局）　　特別な用意をしないでも置いておくんですけれども、いわゆるその加点事項については、見せないような形には。

（委員）　　だからそうすると、特別な手続をとらないで見れるということは、ある日、突然来はるわけですよね、見せてって。そしたら加点情報のやつも見れるような状態で保管されておると。

（事務局）　　その辺は見せないように工夫が必要だと思います。

（会長）　　それで工夫して保管しておくということでしょ。

（委員）　　保管しておかないで、そのときに、ここ見ないでねって押さえてということですか。その辺はいろいろあると。

（委員）　　それぐらいでいいと思います。情報公開というふうに一言で言いますけど、すべてをインターネット上でだらだら見れるというのは、それが本当にいいかというと、そうでもありませんし、また、だれでも見れるようになりますと、今度、どうなるかといいますと、名簿業者さんとかが見るんです。ファンドとか、そういったところに名前が出ていくんです。ですから、そういう人が何しに来たんやという感じで来られたら、やっぱり警戒しますでしょ。そういう人が見せてといったら、ちょっとこの人何なんだろうというふうな、そういうことになりますので、やっぱりハードルがあっていいと思います。

　逆に、こういった関係の業者さんで、枚方市さんがどういった基準で選定されているかを、今、勉強したいから見せてくださいと、これは非常に真摯なものだと思うので、そこの公開の仕方にいろいろランクがあると思いますので、今の事務局さんのお答えで、僕はいいだろうと思います。

（会長）　　そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

（会長）　　そしたら、次の案件に行かせていただきたいと思います。

案件（3）①枚方市立火葬場の管理運営状況及び施設の概要について

（会長）　それでは、枚方市立火葬場の管理運営状況及び施設の概要についてを議題とさせていただきます。

　所管課のほうで説明をいただけますか。お願いいたします。

（所管課）　　それでは、所管課から説明させていただきます。済みません、座ったまま説明させていただきます。

　それでは、枚方市立火葬場管理運営状況及び施設の概要について説明をさせていただきます。

まず、資料3をごらんください。

現行の管理運営体制でございますが、①の管理事業者は、火葬炉製造会社の太陽築炉株式会社の関連会社、太陽アーモ株式会社と京都の株式会社エムケイのJVで、太陽・エムケイグループでございます。

②の管理運営体制につきましては、勤務時間は施設の開場時間である9時30分から18時まで。人員体制は総括責任者1名、事務所及び火葬場内管理として従業員5名の交代制により、常駐3名から5名、清掃員3名の交代制により常駐2名、この2名につきましては、交代で事務所の補助も行っております。車両誘導業務では警備員3名の交代制による常駐2名となっております。

続きまして、休場日は1月1日元旦と、市長が特別な理由があると認めた日となっておりますが、過去2カ年におきましては、特別な理由による閉場の実績はございません。

次に、利用状況一覧表ですが、過去3カ年の実績を記載しております。

火葬施設につきましては、平成21年度は合計利用件数は3,199件でございました。指定管理者制度を導入した平成22年度では、3,643件とおおむね14%の増加となっております。平成23年度は3,895件で、こちらはおおむね7%の増加となっております。増加の要因でございますが、施設の立地条件等の理由により市外利用者が増加したことによるもので、主に火葬場を持たない隣接市からの利用がふえております。

次に、待合室等でございますが、1段目、待合室の利用状況につきましては、指定管理者制度導入と同時に、目的外使用許可による弁当類の軽食の提供を行っておりますことから、平成21年度は439件であったのが、平成23年度は889件と、利用件数は倍増しております。

2段目の霊安室でございますが、受け入れ後は葬儀などの理由による施設外への搬出はお断りしていることなどもございまして、一部のやむを得ず葬儀ができない方などの利用にとどまり、件数はごらんのとおりとなっております。

次ページをごらんください。

収支状況一覧表を記載しております。

こちらにつきましては、現指定管理者の実績として、過去2年間の記載となっております。

指定管理者の収入につきましては、指定管理料として平成22年度が8,970万4,000円、平成23年度が9,031万3,000円となっております。

指定管理者の支出に関しましては、平成22年度が8,896万9,000円、平成23年度は8,977万4,000円となっております。

収支差額につきましては、平成22年度が73万5,000円、平成23年度が53万9,000円と、それぞれ若干の黒字となっております。

次に、予約システム登録状況でございますが、火葬場予約システムを利用するには登録が必要となることから、希望する葬儀関係業者が登録しているものですが、平成21年度の前回募集時では55社でございましたが、24年6月15日現在では112社となっております。

次に、目的外使用許可の状況でございますが、軽食コーナーにおいて軽食を提供する業者が株式会社デフィ、許可期限は平成25年3月31日まで、清涼飲料水と冷凍食品の自動販売機設置業者が、コカコーラ・ウエスト株式会社で、許可期限は26年3月31日となっております。自動販売機につきましては、平成23年度に紙パックの自動販売機を1台追加しておりまして、現在は3台となっております。

次ページの施設の概要につきまして、ごらんのとおりとなっております。

最後に、前回、選定委員会におきまして説明をさせていただきました、新しい本市の火葬場を

多くの方に知っていただこうと実施しておりました、待合ロビーでの市民団体による絵画展示と施設見学会を兼ねましたやすらぎの杜コンサートにつきましては、利用件数も増加し、一定の周知はできたなどの理由におきまして、現在は行っておりません。ただし、かわりにということではございませんが、待合ロビーでは利用者サービスの向上として、指定管理者が海外の写真を展示しております。また、コンサートは行っておりませんが、やすらぎの杜のホームページにおきまして、施設の主要設備の写真を掲載するなどの手法で、現在でも周知に努めておるところでございます。

以上が施設の概要についての説明となります。

（会長）　ありがとうございます。

施設の概要をこの資料3に基づく説明でございましたが、御質問、御意見等ございましたら、御自由に御発言いただけますか。

（委員）　済みません。前回、聞いたと思うんですけども、目的外使用許可については、これは市がやってはったと記憶しておるんですけれども、いわゆる市が公募して業者決定して、ですからこの使用料については市の歳入のほうに入っているという具合に記憶しているんですけど、それでよろしいですか。

（所管課）　はい。

（委員）　それともう一つ、件数のほうなんですけれども、生体の一部と妊娠4カ月未満の死胎等の件数が、特に4カ月未満の死胎等についてはゼロ件なんですけれども、これ、火葬場の利用の中に何か特別の規定か何かありましたでしょうか。市内業者に限るとか。

（所管課）　いえ、特にございません。

（委員）　単純に持ってきはる業者さんがないと。

（所管課）　そうですね。条例上は市長が認めたものという記載になっております。いわゆる4カ月未満の死胎については。市長が認めたものというのは、本市の場合、4カ月未満の死胎についても市民課で火葬許可証を発行しているという形になりますので、そこで許可が出たということは、市長が認めた、その許可があれば、本市の火葬場でも火葬を受け付けているという、そういうやり方になっています。実質、搬入される業者は実績としてはゼロという形で、今まで実績はないです。これは旧火葬場の時代から、ほぼこういう状態が続いております。

（委員）　いや、件数が少ないのは、何かハードルが高いのかなというのが、ちょっとどこかの要項か、火葬場の取り扱い規定か何かに、そういう文言とか何かがあって、搬入業者は市内業者に限るとか、生体の一部であれば市民に限るとかいうものが入っているのかなと思いまして、この件数からしたら、枚方市さんの規模からしたら少ないかなと感じましたので、特にそういうことはないということですね。

（所管課）　業者の縛りはございませんけども、そういう許可という意味で、そういうかわるものというのを義務づけてますので、そこがハードルになっているのかなという感じはしますけれども。実態、搬入がありませんので、特にどういう理由でというのは、こちらも把握してないような状態です。

（委員）　そうですか。なんかその辺がちょっと理解しがたいというか、4カ月未満の死胎等がゼロやし、生体の一部というのは、いわゆる生々しいですけど手足等の話ですよね。病院等からそういう要望等はないのかなというのが、起きてないのが実態と。

（所管課）　特にもし申し込みがあれば、もちろん受け入れはしておりますし、生体の一部については、そういうハードルはありませんので、これも生体の一部の許可というのは、そういう

部分では下のああいう形、妊娠4カ月未満の死胎等なんですけれども。
（委員）　これも市に一たん申請して、そこで許可をとってということで。
（所管課）　という形に一応なります。
（委員）　発生場所が市外で発生してても、市は許可を出すんですか。
（所管課）　それは届け出があればということです。
（会長）　よろしいですか。そういう実態にあるみたいなので。
（委員）　収入、支出に関する件と、それから業者さんとの件ですが、火葬件数、大人の件数は非常にふえました。で、市外ですので、市内の場合はたしか安かったと思いますが、市外ですと、少しお高くいただいてたと思うんですね。ですからその分収入があったと思います。その収入は市の収入になったと思うんですが、指定管理者には払われる金額がほんのわずかふえているだけなんですけども、収入は市に入って、指定管理者には何の見返りもないんでしょうか。
（所管課）　はい。全額市です。
（委員）　そしたら、どんどん入ってきた場合、市はもうかるけれども、業者さんはしんどくなるという感じ。
（所管課）　もともと利用料金制度を導入しないことから、収入については市の歳入となります。これ、この金額は、前回、選定委員会において提案された必要金額という形ですので、実際の収入はふえておりますけども、この指定管理料というのは一定の定められた金額となっております。
（委員）　業者さんからは言いにくいと思うんですけど、焼かないといけない件数がふえましたよね。年間に3,200件だったものが3,900件になったと。仕事量はふえているにもかかわらず、人をふやすこともできないしという、そういう状況になっているんですね。しかもその理由が、枚方市の中での死者数の増加によるものというよりは、近隣市からの死者の流入という形でなってますので、これは果たして合理的かどうかというのは、業者さんからは言いにくいですけれども、私たちとしては、それでどんどん稼いでくれたまえと言っていいかどうかというのは、どうでしょうか。
（所管課）　現状、1日最大15件という形で受け入れの体制をとりなさいということですので、この15件までの人員体制というのを対応できるように提案していただいております。その他、いろんな要因、もちろん今後、運用が今の人員では不可能やということになれば、その分については、指定管理者の責めによらない事由ということで市が認めれば、費用の増減についてはまた別途協議という形で記載をさせていただいております。
（会長）　今、委員が言われているのはインセンティブみたいな話ですか、業者さんの。
（委員）　言葉を選ばないといけないですけど、インセンティブ、そうです。
（会長）　だから、要するに増加、近隣から入ってくることでもうけて、こういうことでもうけてという言葉を使うのは適切じゃないけど、利潤が出てるわけじゃないですか。そうしたらもう少し指定管理者にも利潤を還元するようなことを考えたらどうかというような御趣旨だと思うんですけれども。
（委員）　ただ、この金額はこの前の提案に基づいた、いわゆる業者さんがこの金額でいきますよといった金額ですよね。ですから、反対に予想件数を下回っているか、市民の火葬がふえちゃって外が少なくなった場合についても、当然歳入が減ってしまうわけやけれども、それはそれで枚方市さんとしては、そういう状態になってもこの金額を支払わなければならないということですね。だから、改定するほどの大きな誤差は生じてないというのが、今、現状の判断というわ

けです。だから、募集するときにある一定以上変わったときの条件等が付されるということはない、それをこれから考えていくんですか。

（所管課）　その一定の条件というのは。

（委員）　予想件数を超えた場合について、変動制的な部分を入れてもいいんじゃないかというのは、この委員会で考えていくということですか。もし提案するとしたら。

（委員）　いや、そんな大それたことを私たちは言ってはいけないと思うんですけれども、まだ余裕は十分にあるのかという質問はしてもいいと思うんです。1日15件までと言うお話でしたので、1年間360日と仮定しますと5,400件の焼却ができます。現在3,900ですね。ですので、5,400と3,900ですから、押しなべればまだ余裕はあるんですけれども、例えば寒い日が続いていっぱい亡くなったとか、寒いうちはいいんですけど、暑いときにいっぱい亡くなってしまうと、やっぱり大変だと思うんです。だから、まだ余裕がありますけれども、受け入れを、今、市域外からも受け入れを拒んではいない、そこは環境衛生的にも非常にいいと思うんですけれども、少し考えないといけないなということは、もう多分感じてらっしゃると思うんですけども、これだけ業者さんがうなぎのぼりでふえると不安になりますよね。何か葬儀の業者さんが112と書いてますけど、たしかもっと少なかったかと。

（所管課）　はい。ことしも12月から3月の期間中は、かなり最大の15件になる率が多くなってきてますね。

（委員）　ですよね。だからそのときに市域外から来た場合に、それを待たせるのかというのはちょっと気になります。

（所管課）　その方につきましては、今後は需要としてはあると思うんですけれども、現時点では未確定な要素でございますので、それを今回の指定管理の募集の中に入れてしまうと、逆に積算のこともありますので、原則15件でこの予測でやってくださいよと、あと、後ほど募集要項の話の中でもありますけれども、ただそういうやむを得ない事情、これはいろんなことを想定しておりますけれども、やむを得ない事情で例えばうまく経費が収まらないというのは、協議の中で、それを市が必要と認めた場合は、別途協議しますという形で、それはさせていただくと。

（会長）　それは募集要項に出てきているわけですか。

（所管課）　今、申し上げてるのは、次の仕様書の案の中で。また新たに発生した問題については、別途協議させていただくという形にさせていただいてます。

案件（3）②枚方市立火葬場指定管理者募集要項、基本仕様書について

（会長）　そしたら、次の案件（3）②指定管理者募集要項と基本仕様書につきまして、所管課のほうから説明お願いできますか。今の件もちょっと関係するのかもしれませんが。

（所管課）　それでは、資料4、枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）指定管理者募集要項（案）をごらんいただけますでしょうか。

（所管課）　おおむねの内容につきましては、前回と同じでございますが、この間などの経験などを踏まえまして、一部変更しておりますので、要所を御説明させていただきます。

まず、1ページ、1．対象施設として、施設概要を記載しております。

2．業務の範囲・内容でございますが、※印のある業務は第三者に委託することはできないとしておりましたが、前回から一部変更をしております。

まず、（1）一般管理業務の④施設使用料等収納業務でございますが、前回は徴収業務としておりましたが、業務の実態が収納に係る部分のみとなっておりますので、収納業務と変更しており

ます。
　また、(2) の火葬炉設備維持管理業務の②日常点検・保守業務ですが、ただし、保守業務において指定管理者による実施が困難な修繕等が発生した場合は、外部委託について、別途協議するという文言を追加いたしました。これは、日常的な点検や保守業務については、指定管理者の責任で行っていただくが、修繕等を伴う場合で、指定管理者での実施が困難な場合などは、協議により外部委託も認める旨を明記したものでございます。
　2ページの (8) その他の必要な管理運営業務の②モニタリング等の実施をごらんください。指定管理者によるセルフモニタリングと市が行うモニタリングを記載しております。このモニタリングを通じまして、市が業務遂行の確認を行っております。当施設でのモニタリングの実施につきましては、年1回の定期モニタリングに加え、施設の性格上、市として火葬炉設備の状況等を随時把握しておく必要がありますことから、市の職員が施設に出向くことも多くあり、その都度、随時モニタリングを実施し、不適切な点があれば指導をしております。
　次に、3. 管理の基準でございますが、3ページの (2) 開場時間をごらんください。9時30分から午後6時までで、前回からの変更はございませんが、下の枠内に、前回は開場時間の延長等の提案がある場合は、事業計画に記載し、その内容につきましては選定委員会で審議される旨を記載しておりましたが、今後、市として受け入れ件数等を見直していく必要がございますことから、事業計画での提案は削除し、指定管理者の責めによらない事由により変更する場合は、別途協議するとの文言に変更しております。
　3ページの4. 指定の期間について、前回は初回の導入ということから3年といたしましたが、今回は公募による施設については5年とする本市の方針のとおり、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5カ年とします。
　5. 提案上限額は5カ年の指定管理料の合計額として、4億6,547万7,000円としております。火葬と空調に使用するガス使用料につきましては、件数の増加等の変動要素が多いことなどから、今回も市が支払うものとしております。提案上限額の積算根拠につきましては、後ほど説明をさせていただきます。
　続きまして7. 行政財産目的外使用許可の取り扱いにつきましては、1階の軽食コーナーでの軽食販売と自動販売機の設置につきましては、指定管理業務とは別の業者が行う旨の記載とあわせ、利用者サービスとしては欠かせない事項であることから、指定管理者の協力を要請しております。
　次に、8. 指定管理者業務従事者通勤車両の駐車スペースでございますが、駐車スペースにつきましては、前回同様、確保できないとしておりますが、現指定管理者が通勤に使用する自転車やバイクにつきましては、施設の運用に支障のない場所に駐輪を認めていますことから、今回は別途協議するものと明記をいたしました。
　次に4ページをごらんください。
　10. リスク分担につきましては、17ページの別表②をごらんください。内容につきましては、一番下の事業の中止・延期の１段目の括弧書き、指定管理者の責めによらないものとの文言を追加した以外は、前回と同様となっております。
　次に、ちょっと4ページにお戻りいただきまして、11. 提案に当たっての確認事項でございますが、これは後ほど御審議していただきます枚方市立火葬場指定管理者選定基準にかかわりますことから、詳細はその際に御説明をさせていただきます。
　6ページをごらんいただけますでしょうか。

13. 経理に関する事項、(1) 使用料金でございますが、前回同様、利用料金制度は適用しないものとしております。

次に、14. 申請者の資格でございますが、こちらも前回同様、他市での火葬に係る委託業務、または火葬場の指定管理者のいずれかを2年以上の複数年行った経験があり、火葬場の管理運営業務に知識を有するもので、当該施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人または団体としております。

次に7ページの15. 指定管理者の義務につきましては、墓地、埋葬等に関する法律上における火葬場の管理者に係る義務、並びに秘密保持義務、法令の遵守、情報公開への対応、施設利用者等からの意見・要望等への対応等を9ページまで記載をしております。

次、10ページから11ページにかけて、申請受付までの日程を定めております。

次に18. 募集要項・指定申請書・様式等の配布につきましては、7月9日月曜日から8月3日金曜日までの間で、配布場所は環境衛生課としておりますが、ホームページからのダウンロードも可能といたします。

施設及び設備に関する竣工図面、取扱説明書等の閲覧につきましては、配布と同じ期間中の10時から15時までとしております。

19. 施設説明会及び質疑期間につきましては、現地での施設説明会を7月20日金曜日に予定しております。前回は2日間を予定しておりましたが、前回の結果、1日となったことから、調整は可能と判断し、今回は1日の設定といたしております。質疑期間は7月23日月曜日から7月27日金曜日の15時まで、受け付けはメールのみとしており、8月3日金曜日の13時から枚方市公式ホームページに回答を掲載する予定をしております。

次に、20. 申請書受け付けの期間は8月6日月曜日から8月24日金曜日までの期間で、受付場所は所管課としております。

12ページの21. 選定については、本選定委員会の構成やプレゼンの実施などを記載し、また選定委員への接触による失格の可能性についてもふれております。

13ページ、要項の最後に25. その他でございますが、指定管理者の責めによらないと市が判断した経費の増減は別途協議する旨、記載をいたしました。

別表といたしまして添付しておりますのが、別表1、備付けの備品・物品等一覧表、17ページに別表2としてリスク分担表、18ページの別表3が管理運営状況一覧表となっております。別表3の②の管理運営体制の表の右側、平成25年度以降の管理運営体制をごらんいただけますでしょうか。

前回の募集では、車両誘導業務といたしまして、進入口に1名常駐としておりましたが、火葬場の乗用車用の駐車場は隣接する施設と共有している状態でございまして、今後、火葬件数の増加に伴い、駐車スペースの運用が課題となっていることにあわせ、隣接する施設の利用する車両を現指定管理者の提案による2名の配置が、今後は必須条件になると判断し、今回につきましては、進入口の常駐はそのままで、駐車場の誘導員として1名を増員し、2名の配置とさせていただいております。

配置場所等は、後ほど仕様書の中で御説明をさせていただきます。

利用状況一覧等のその他の項目につきましては、先ほど説明させていただきましたとおりとなっております。

募集要項の説明は以上となりますが、続きまして、指定管理料上限額の積算根拠について御説明をさせていただきます。

参考資料をごらんいただけますでしょうか。

基本的な考え方は、指定管理料にかかわる業務仕様の大幅な変更は行っておりませんので、現指定管理期間における単年度の指定管理料を基本としております。ただし、前回の選定委員会でも御指摘がございましたが、5年を経過した施設につきましては、経年劣化による補修が急激に増加することも予測され、建物施設の30万円以下の補修を3回、火葬炉施設につきましても、定期的な大規模補修は市で行うものの、経年劣化に加え火葬件数の増加に伴う部分的な補修の増加が予測されますことから、各炉1回の計8回の補修を増額分としております。

これは当施設が周辺地域に与える影響が大きいことから、火葬炉施設はもとより、換気施設等の建物施設についても、十分な維持管理を見込んだ提案の受け皿として必要があると判断したものでございます。

金額につきましては、単年度の指定管理料9,309万5,560円の5カ年分である4億6,547万7,800円を次期指定管理料の上限額として設定いたしました。なお、1,000円未満の端数につきましては、切り捨てるものでございます。

続きまして、資料5の枚方市立火葬場（枚方市立やすらぎの杜）管理運営業務基本仕様書（案）について、御説明させていただきます。

この仕様書は、火葬場の管理運営に当たっての原則的な条件を記載したものであり、この仕様書を踏まえて、指定管理者は効果的かつ効率的な管理運営を実施するものでございます。こちらも内容については、ほぼ前回と同様となっておりますが、一部変更がございますので、要所について御説明させていただきます。

まず1ページの2．業務の対象施設の指定管理業務対象施設の予測火葬件数等につきましては、これまでの実績をもとに新たに予測しております。

2ページの4．業務実施方針には、指定管理者が業務を行う上での方針を、5．関係法令等の遵守では、火葬場を運営するに当たって遵守しなければならない関係法令や参考文献等を記載しております。

3ページの6．業務実施体制では、所長や従業員の役割を明示しております。また、人的な管理運営業務を効率的に行うよう、（3）の従業員⑤で、従業員は指定管理者が雇用する者とし、流動的な人員配置による効率的な運用を行うこととしております。

4ページから6ページにかけましては、安全管理、対外折衝、個人情報の保護などの、基本的な事項を記載しております。

7ページからの業務要求事項についてでございますが、指定管理者が行う業務のそれぞれについて、必須事項を挙げております。

（1）の一般管理業務では、使用許可や使用料の収納業務などを、7ページから8ページにかけての（2）火葬炉維持管理業務では、火葬炉の運転・監視・残骨灰の処理などの業務を、9ページの（3）火葬運営業務では、告別や収骨などの業務について、それぞれの要求事項を記載しております。

前回からの変更事項でございますが、8ページの②日常点検・保守業務のアに、ただし書きとして、火葬炉台車の全面張りかえ等の大規模な補修につきましては、市で行うことを明記いたしました。また、中段下の※印なんですが、排ガス等測定についての項目ですが、再測定に関しましては、一部の測定項目において、指定管理者の責めによらない理由により超過する場合もございますことから、測定項目の明示と、市の指示があればとの文言を追加しております。

9ページの（4）建設設備保守管理業務では、エレベーターや空調等の建物施設の維持管理につ

いての要求事項を記載しております。
建物施設につきましては、要求内容のすべてを記載することが困難であることから、参照事項におきまして、本仕様書において定めのない事項については、国土交通省監修の建築保全業務共通仕様書を参照することとしております。
こちらにつきましては、仕様書2ページの参考文献にも記載しております。
10ページ中段に（6）保安警備業務を記載しておりますが、②の進入路車両誘導業務につきましては、先ほどの説明のとおり2名の配置といたしましたので、参照事項の車両誘導業務及び駐車場管理業務要項に追加の配置を記載しております。配置図等につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。
仕様書の最後の7. ホームページ作成・維持管理等業務につきましては、前回、市のホームページの利用も可能としておりましたが、市公式ホームページの運用が変更されたことから、指定管理者が当施設のホームページを別途作成し、適宜、更新するものとしております。
次ページからは添付資料となりますが、仕様書の記載事項の順に添付をしております。
まず、火葬場の運用時間帯を添付しております。今後、火葬件数の増加に伴い、最大受け入れ件数などの検討を行っていく可能性もございますが、原則、この表をもとに火葬業務を行っていただきます。
次ページからは総合管理システムの概要を添付しております。
次の火葬炉保守点検作業表につきましては、中段の指定期間中に予測される30万円以下の維持補修では、期間中に予測される維持補修項目の記載とあわせ、年次的に行う炉台車耐火材の張りかえ等の大規模工事については、市で行うことを明記いたしました。下段、消耗品の項目では、予測件数に合わせ若干変更をしております。
次ページからの火葬運営業務標準仕様書では、指定管理者が火葬に係る業務を行う上で、最低限必要な水準について記載をしております。
次に、枚方市立火葬場施設概要を添付しておりますが、今回の指定管理期間中に新たに設置した各収骨室の空気清浄器などを追加しておりますが、詳細についての説明は割愛させていただきます。
主要機械設備の一覧表の次が建築設備等保守点検作業表となっております。平成22年度に収骨室の換気設備にフィルターを設けるなどの改修工事を行っておりますので、そちらについても追加で記載をしております。
空調設備の項目の換気扇フィルター交換をごらんいただけますでしょうか。こちらにつきましては、フィルターの交換時期が1年から5年と設置場所の状況により大きく変化することと、フィルターの購入費用が1台60万円から100万円と高額なことから、交換が必要となった場合は、フィルターについては市が購入するものとし、指定管理者の業務は交換のみとしております。
次は清掃要領を、その次は先ほど説明させていただきました車両誘導業務及び駐車場管理業務要領を添付しております。
車両誘導業務の図の中で②と記載している配置ポイントが今回の追加となっております。この増加要員につきましては、常時、車両の出入りがないことなどから、可能な限り効率的な人員配置が可能となるよう、業務に支障がない範囲で館内警備等の他の業務との兼務が可能としております。
次に機械警備業務詳細仕様書を、最後に建物図面を添付しております。
管理運営業務仕様書の説明は以上でございます。

（会長）　ありがとうございました。

募集要項と仕様書に関して、今、所管課のほうから説明がございました。

委員の皆様方、自由に御質問なり御発言していただけますか。

（副会長）　基本仕様書の7ページの業務要求事項のところの一般管理業務の中に書いてある分なんですけれども、先ほどから申されていたように、1日の受け入れ件数が15件ということで書いてあるんですけれども、現在は15件以内ですべて行ってるということの理解でいいんですか。

（所管課）　15件が最大受け入れ件数になっておりますので、15件以上の受け入れはしてないと。

（副会長）　断っておられるということですか。

（所管課）　予約システムですので、システム上何件というのが確認できます。それで、そこで予約をされるので、その時点でもし空きがなければ、申し込みはされないということになりますので、断るということではなくて、その予約の状況を見て各業者が判断されるという形になります。

（副会長）　それで、死亡者の増加等による受け入れが困難となった場合には、市と協議するとなってるんですけれども、その受け入れが困難となった場合というのは、どの時点で判断されるんですか。その予約システムからはねられるじゃないですか。その件数は、その業者側はわかっているんですか。

（所管課）　いや、それはわかりません。

（副会長）　わからないですね。そうすると、予約がどれだけ、15件を超えて、何件来てるかというのはわからない状況であるにもかかわらず、それが受け入れが困難となったというのは、どの時点で判断するんですか。

（所管課）　例えば、15件満杯の日が連続で続くようであったり、実際の死亡者がその15件以上にそのキャパを超えている実態というのを確認という形になると思います。

現状はもう15件で業務は行われていますので、それで行われていく上で、指定管理者のほうからもう15件無理ですよという判断はすぐにはつかないです。だから市がその死亡者の状況や、そういう満杯の日なんかを確認した上で検討していくという形になります。

（会長）　それは、そういう予約がどのぐらい入っているかとか、毎日どのぐらいの件数がはかれているかというのは、市でも所管課のほうでも絶えずチェックはされている状態なんですか。

（所管課）　はい。データとしてはとっております。

（副会長）　それと、もう1点いいですか。

次の8ページの一番下のところなんですけれども、設備の修繕とかいう形で、リスク分担により行うと書いてあるんですけれども、30万以下の軽微なものについては業者が行うということになっているんですが、そのような軽微なものでも修繕となったら、やはり市のほうに許可を求めて、それで行うという形になっているんですか。

（所管課）　軽微なものについては報告のみです。指定管理者の判断で、適度な修繕は行われてます。ただし、その後の報告という形ではいただいてます。

（副会長）　それは事後報告なんですか。

（所管課）　事後報告です。もちろんこういう箇所が、日報という毎日の報告がありますので、こういう箇所がありますよという報告を受けて、修繕対応されて、その後、また直りましたとい

う報告をいただいているということになります。

（委員）　　実際、例えば温度計なんか壊れるでしょ。ありませんか。熱電対なんかは、もうそろそろ3年、4年たったら、もうぷちっと切れたりとか。

（所管課）　　今のところそれはないです。

（委員）　　これから出てきますよ。そんなのは、一々報告もしていられない。最初は慌てますけど、やはりぽつぽつ切れてきますので、もう買いそろえておいて、もう何かおかしいからと自分でやったらいいと思うんですね。ですから、そういうことで修繕費用が少しこれから上がっていくということは、最初から織り込み済みですし、どうも今までお話をお伺いしておりますと、現在の指定管理者の方との状況はどうですかというような話をされているみたいなので、非常に良好かと思いまして、いいと思います。今、僕が良好な関係ではないかと思ったと言っているのは、理由は、駐車場の誘導の方を、ガードマンというんですか、を1人ふやすという、自動車がお互いが見えないと危ないから、もう1人ふやしたほうがいいんじゃないかというような、これは現在の指定管理者からの提案によるものということでございますので、それも非常によろしいかと思います。

（会長）　　私のほうから、ちょっと日本語としてよくわからないんですけど、募集要項のまず3ページなんですけど、ここをまず何でここだけ四角で囲むのか。これは説明用にわざと四角で囲まれているのか、それとも四角で囲んだままの状態で要項を出すのかなんですけど。

（所管課）　　それは前回も四角で。

（会長）　　囲ってるんですか。

（所管課）　　あえてそういう提案をしてくださいよと。例えば、受け入れ時間帯の変更とかあればという形で、わかりやすいように囲って書いてあります。

（会長）　　これだけでしょ、囲ってるもの。なんかすごく違和感があるんですけど。

それともう1個、これはちょっとこの日本語を読むと、言葉じりをとらえるようで申しわけないんですけれども、変更が発生した場合と2行目にありますよね。この変更というのは、何が変更することを想定されているんですか。

（所管課）　　これは、例えば受け入れ件数であったり、そういう時間帯の変更。

（会長）　　普通読めば、これ、開場時間ですよね。それに加えて件数も加わるかどうかわかりませんけど、変更が発生した場合ということは、別途協議する前に、勝手に開場時間を変えちゃっていいということですか。

（所管課）　　いや、それは条例で決まってますので変更はできません。

（会長）　　だから、変更が発生した場合と。発生したという言い方をしてしまってはよくわからないんですけど、そこ、ちょっと。

（所管課）　　書き方としては、発生すると予測される場合というような。

（会長）　　そうでしょうね。そういう趣旨なんですね。わかりました。

（委員）　　そうですね。変更の必要性が発生した場合はとか書いたら、誤解がない。

（所管課）　　そうですね。

（委員）　　これ、本当にこんなに綿密につくっていただいてすばらしいと思うんですけど、そういう文法的なとか、さっき1カ所、建築の建という字がないところがどこかあったんですね。どこか気がつきませんでしたか。一覧表で建築物の建という字がなくて築物と書いてあった。資料5の終わりのほうで、資料6の初めのところから5枚目ぐらいですかね。建築設備等保守点検作業表。

（所管課）　　表題ですね。建築の建が。

（委員）　　募集要項のモニタリングの話なんですけれども、指定管理者のセルフモニタリングと市が行うモニタリングがあると。この中で、セルフモニタリングは利用者アンケートと。あくまでもこの利用者アンケートというのは、市民アンケートという具合に考えていいですか、対象が。

（所管課）　　対象は施設を利用した方です。市民、もしくは市外の利用者と。

（委員）　　市外の方も含まれて、いわゆるそういう一般人の方。この市が行うモニタリングは市が実際の状況を見に行って、市の職員なんかが見に行って状況を見ると。

ただ、葬儀業者さんの評価というか、いわゆる一番、市民は何年かに1回しか行かないし、リピーターじゃないです。業者さんというのはリピーターなんですよね、ある意味。そういう方への意見聴取というのは全然考えておられないですか。

（所管課）　　直営の時代からそれは行っておりまして、年に1回、懇談会という形で業者さんのほうに集まっていただきまして、今回もやる予定です。ことしもやる予定ですけれども、やはりおっしゃるとおり、市民の単発的な一言も大事なんですけれども、通常利用されている葬儀業者さんというものの意見が、かなり参考になる、何度も何度もそこを利用されるので、一回の利用では気がつかない点とか、それが指摘していただけますので、年に1回そういう懇談会を含んで、意見交換会はやっております。

（委員）　　それはここにはもう記載しない。

（所管課）　　そうですね。記載はしておりません。

（委員）　　モニタリングの中でここまで書いているのに、それは記載しないというのは何かの意図があるんですか。

（所管課）　　それは市が行っていく業務としては認識しておりますので、提案がなくても、市として行っていくという考えはあります。

（委員）　　幾つかお尋ねしたいと。

まず順番に、募集要項の1ページで、ちょっとこれは私、認識不足でお恥ずかしい言葉の問題で、※印の何か変更があったということで、たしか徴収じゃなくて収納に変わったみたいなことをおっしゃられたような気がするんですけど、この徴収と収納の違いが何でしたでしょうか。

（所管課）　　徴収業務というところで還付業務とか、いろんな料金を徴収するという意味での理由になるんですけれども、例えばお金を返すと、とり過ぎのお金を返したりとかいう業務もあるんですけれども、そうなると、市のお金で返却したりしますので、そのことについてはお願いしてない現状です。市のほうで相手先にお金を返すという形になります。

今の指定管理者は、もうお金を預かって、市の金庫に収納するという形の業務ですので、市のそういうコンプライアンス所管部署と相談した中で、収納業務という位置づけにさせていただいてます。

（委員）　　市に納めるのが収納ですかね。

（所管課）　　例えば、滞納の徴収であったりとかいうのはお願いしておりません。ただ、これは別途、私人に対する徴収委託という形で、ここには記載してますけども、委託業務という位置づけにはなるんですけど。

（委員）　　徴収と収納というのは概念が違うんですね。

（所管課）　　違います。

（委員）　　何というか、その違いがちょっと僕はわからない。でも、あえてこれ、何か変更さ

れたんですよね。

（所管課）　そうですね。形態ではこの収納に当たるということで。

（委員）　収納というのは市民税等、市に納めるというのを指定管理者が代行しているというような感じですかね。それは何となくわかるんだけど、じゃあ徴収って何ですか。具体的には。

（所管課）　例えば、あえてこちらからお金を徴収という形で、未納についてお金を回収したりとか。

（委員）　未納って何の未納ですかね。

（所管課）　使用料です。

（委員）　使用者が使用料を未納するという。

（所管課）　はい。実際、この施設ではあり得ないんですけれども、例えばお金をとり過ぎた場合の還付の作業であったり、収納業務では一切そういうのも含めてお願いすることになります。それで、市の今のやり方、指定管理者がお金を預かって、市の金庫に納めるという形は収納業務に当たるということで、今回、収納業務とさせていただきました。

（所管課）　ちょっと徴収と収納の概念はわからないんですけれども、今の実態に合わせた形でうちの法令関連の部署から、収納という言葉のほうがより今の実態に適しているということで、収納に変えなさいという指示があったということです。

（副会長）　徴収というと、やっぱり税金とか会費とかを未納の部分を含めて集めるという業務と。

（委員）　あれですかね。徴収って取り立ててという意味も含むんですか、これは。概念的にね。収納というのは、あくまでも持ってきはったやつをもらって、こっちへ納めるだけで、単に受け取ってこっちへ納めるだけが収納で、徴収という文言の中には、それも入ってるけども、それプラス、税金なんかやったら滞納者から無理やりでもないですけども、取り立てに行くような概念も含んでいるんで、より厳密な意味で、こちらのほうが適しているということで、文言を訂正されたという具合に理解していいですか。

（委員）　今の募集要項の6ページに、使用料金のところで、ここにも収納事務というふうになっていますけど、これも前回から変わってますか、収納に。

（事務局）　徴収になってました。今回、ここも収納という文言に変えております。

（委員）　変えてますか。前は徴収だったと。

それから関連して、今のちょうど13の（1）の、条例に基づいた使用料ということですよね。これ後からどこかで出てきますよね。7番か何かで。これは、改定とかする予定はないんですかね。これから5年間ですよね。改定の仕組みというのはどうなんですかね、あるとしたら。

（所管課）　要は、使用料金の改定ということですかね。それはまだ未定というか、いろんな意思決定を経ることになりますので、今の段階であるなしということについては。

（所管課）　料金を改正しようと思えば条例に基づくものなので、議会の議案となりますので、議会で御決定をいただくことで。

（委員）　条例できてますよね、資料7で。5年間の途中で改定になる可能性もあるんでしょうか、ないんでしょうか、途中で。

（会長）　正確な予測はできないわけですから、ご感想程度のことでも結構ですけど。

（委員）　条例で、これ、例えば指定管理者が決まったら、もうこれでいきますよということもありだとは思うんですけどね、契約的には、この料金でいきますよということも。

（所管課）　料金と指定管理料という連携は特にとってませんので、指定管理料が安くなった

から料金を下げるとか、高くなったから上げるとかいうような関連性は持っておりません。
（委員）　やっぱり収納というのは、資金を納められるのを預かるというような意味合いですかね。じゃあ料金については何とも言えないということですかね。変わる可能性もあるということでいいんですかね。
（所管課）　状況に応じて、それは適宜判断をしていくのかと。
（委員）　そうすると、応募者は直接関係ないということですかね。
（会長）　淡々と収納するだけですよね、それは、幾らになろうが。
（委員）　資料5の1ページ、今回5年間にするということで、これは2回目なので効率的にというお話だったと思うんですけども、これは固有の案件についてなのか、ほかの指定管理者も初回は3年で2回目以降は5年になるのかとか、個別の問題なのか、この案件だからなのか、それはどうなんでしょうか。
（事務局）　一応、公募については5年というふうに市のほうで決定してるんです。初回について3年ということは特別な事情でやったという形になるんです。
（委員）　もともと5年ですか。
（事務局）　平成17年に初めて指定管理を導入しまして、そのときは全部3年ですよということで始めたんですが、その後に、平成20年度に、公募による施設の場合は5年ですよというもう1個の基準ができたんです。なので、原則は3年といいながら、公募については5年という現状で今来ているんですが、火葬場につきましては、1回目は3年としたのは、初回の導入ということで、いろんな要素はあったと思うんですが、例外的に3年ということで、スタートしたというふうに認識しております。
（委員）　火葬場であったからということですか。
（事務局）　そういうことではないんです。
（委員）　それから関連して言うと、指定管理者というのはどうですか、案件はふえてるんでしょうか、全体的な流れとしては。
（事務局）　火葬場が3年前に1件ふえてからはふえてないです。
（委員）　そうですか。そういう傾向ですか。
（事務局）　そうですね。ただ、指定管理の拡大ということも考えないといけないとは思ってるんですけど。もうちょっとふやしていかないといけないかなと。
（委員）　ふやそうというお考えですか。
（事務局）　はい、思ってるんですけど。
（委員）　それから、資料5の3ページの一番下ですけれども、従業員は指定管理者が雇用する者とし、ということをわざわざお読みになったような記憶があるんですけれども、これ、何か強調するところですか。
（所管課）　雇用する者というのは、指定管理者の責任でそういう人については雇用しなさいよと、これをあえて挙げたのは、流動的な人員という、効果的な運用に努めてくださいという形で、火葬場という特殊性というのが、1日の受け入れ件数が前日まで確定しない、ゼロという日がある、同じ件数でもさまざまな要因で必要人員が変わってくる中で、流動的な人員配置を提案してくださいという意味でこれを記載しております。
（委員）　流動的というのは効率的という意味ですかね。
（所管課）　そうですね。
（委員）　普通、雇用の流動というと、定職というか、ずっとそこに勤めるのではなくて、入

れかわるというような意味合いで流動と使いますけど。

（所管課）　　人の運用として流動的という意味です。例えば、今、具体的に申し上げると、清掃に従事される方が、今、現況でも、事務所に1人は絶対にいなさいという形で、管理運営体制を整理している中で、その1名について、例えば総括責任者がそこにおられたり、総括責任者がほかの業務を担っているときには、清掃の従業員がその事務所で受け付け業務を行ったりという。

（委員）　　それは組織内部の話ですか。

（所管課）　　内部の話です。

（委員）　　それは効率というんじゃないですかね。流動というのは、外と出たり入ったりするというのを。

（所管課）　　職務を固定しないという意味での流動という表現。

（所管課）　　業務間の流動という形での記載で。

（委員）　　を流動と言いますか。

（所管課）　　前回もこれの表現でそうしていたと。

（委員）　　ほかの部分なんですけど、おっしゃられるのも正しいと思いますが、流動という言葉は雇用が不安定という、そういう意味合いにとられることがありまして、ちょっと気をつけたほうがいいと、そういう御指摘ですね、これね。

（委員）　　私もそういうイメージです。

（委員）　　例えば、私どもの同僚で言いますと、流動研究員というのは、いつ首になってもおかしくないという意味なんです。ですから、そういう意味もあるんですよ。だからその言葉には敏感なんですよ。

（委員）　　交流とか、人事交流とかいうけど、結局それは組織を出たり入ったりすることですので。

（委員）　　ですから、少しここの言葉について、じっと聞くと、そうとれないこともない。だからこれを理由に、流動的な人員配置をしておりますということで、どんどん人を切っていくということを平気でやられてしまっても困るでしょ。だから、ちょっとそうとられないように、言葉を少し変えたほうがいいかもしれない。ここ、前なかった部分だとおっしゃってましたよね。だから、効率的な人員配置とか、言葉はちょっと、今、浮かびませんが。

（会長）　　柔軟とかですか。

（委員）　　そうですね。柔軟もいいですね。

（所管課）　　前回、記載させていただいてたんですけど、今回、こういうご意見ということで。あれですね。効率的な人員配置による流動的な運用とか。

（会長）　　そうそう。だから、流動という言葉がちょっとやっぱり誤解を招くということを危惧されて。

（所管課）　　流動的だっていうのが、この指定管理者を雇用する者にかかる恐れがあるということで、ここの流動的というのを消しちゃって、効率的な運用とかいう形で、ちょっと字句を訂正するという。

（委員）　　会長がおっしゃっておるのは、柔軟な人員配置による効率的な運用という。流動的というこの形容詞を柔軟ということでどうかという。

（会長）　　そういう意見が出ましたので、それを踏まえて募集要項を作成していただければといいかと思います。

（委員）　もうちょっとだけですけど、その次の7ページの、さっきと同じことですけども、(1)の④で収納業務と、これも変わったということですか。
（所管課）　これもすべて文言は統一しています。
（委員）　徴収から変わったということですかね。還付業務もちょっとわからないんですけど。
（所管課）　これはちょっと説明が必要で、還付業務ということ自体は、前回も同じ取り扱いだったんですけれども、還付の業務自体は指定管理者がしません。市の一たん入になったやつは、市のお金として市がお金を返すことになるんですけども、例えば相手方の振込先の、還付の例えば銀行口座の聞き取りであったり、そういう業務を行っていただくという意味合いです。
（委員）　それから8ページで、これ、ちょっと私、全部これ読んでないので、どこかに書いてあるのかもしれませんけど、先ほどの8ページの②の大規模な補修工事ですね、これは市が行うということですけど、この大規模な補修工事が必要かどうかという判断はどういうふうにするんですか。
（所管課）　市として判断します。それは現状を確認した上で。
（委員）　定期点検か何かで。
（所管課）　はい。その報告もありますし、今も随時施設のほうに行ってますので、その部分については市として状況を判断した上で補修を行うことになります。
（委員）　これはあれですね。業務として日常点検をして、これはちょっと大規模な必要だということを市に言うというか、そういう。
（所管課）　そういう形になります。
（委員）　それから最後に、10ページの一番下、ホームページ、これも、今、ちょっと市のホームページに張りついてるんですか、このやすらぎの杜は。要するにリンク。
（所管課）　市のホームページ内にやすらぎの杜の施設のホームページがあると。
（委員）　それを分けるということですね。
（所管課）　そうです。外部でつくっていただくと。そこに市のホームページからリンクは張るようになるんですけれども、前回は市の要領に則って、市のホームページを利用して、あるいはファイル作成、ホームページ作成を指定管理者が行って、そのファイルを市のホームページに載せるというやり方を前回はしてました。
（委員）　ホームページ作成は業者がやるんですか。
（所管課）　業者が。前回は可能という形でさせてもらってますので、今回もホームページの作成は業者がやります。
（委員）　その違いは何ですか、これ。
（所管課）　今まで市の職員が施設の案内であったり、ホームページは利用料金の周知だったりとかは行っていたんですけれども、それを指定管理者にやっていただくことで、もっとかなりボリュームのあるホームページの作成が可能となりました。ただ、今までは市のホームページを利用可能という形で、市のホームページ内にそのファイルをいただいて掲載をしていたんですけれども、他施設がほぼ外部リンクで、外部で作成されておられるので、それについては、今回、外部で作成してくださいという形でお願いをしております。
（委員）　外でつくったものを張りつけるという形で。
（所管課）　はい。リンクをホームページ上に張るという形です。
（委員）　それから、今のホームページもですけど、指定管理者名というのは出てないですよね。

（所管課）　　指定管理者名は出てます。
（委員）　　そうですか。枚方市立で指定管理者だれだれと出てますか。
（所管課）　　ちょっとわかりにくいんですけど、指定管理者についてという項目がありまして、そこには指定管理者名は出てます。
（委員）　　そのホームページに。
（所管課）　　現在、枚方市のホームページに。
（委員）　　それは別のところにあるんですか。同じ中に。
（所管課）　　今は市のホームページにあります。
（委員）　　市のホームページといっても非常に大きいですけど。
（所管課）　　その施設のところに、ホームページの施設を検索していただいて、そこをクリックすれば。
（委員）　　そのサイトの中にあるという。
（所管課）　　はい。
（委員）　　それと、さっきのなんですけれども、指定管理者が雇用する者ということは、派遣とかそういうのはだめですよという意味になるわけですか。雇用主が指定管理者と。
（所管課）　　そうです。
（委員）　　ということは、他の、例えばエムケイさんやったら、エムケイさんの社員でこの駐車場業務をしにくるということはあり得ないと。
（所管課）　　今回はJVが組まれてますので、指定管理者が直に雇用している形には。
（委員）　　いやいや、その指定管理者というのは、JVですけれども、JVを組んでいる各企業の社員は含むわけですか。
（所管課）　　含みます。
（会長）　　それは、普通は含みませんけどね。含むという理解でよろしいんですね。
（所管課）　　もともとの趣旨が、例えば派遣であったりとなると、責任の所在が明確でなくなるということで、こういう形の記載をさせていただいたと。
（委員）　　ただ、文言的に、指定管理者ってだれですかといえば、あれでしょう。
（所管課）　　現在、太陽・エムケイグループで。
（委員）　　では、太陽・エムケイグループが雇用しているわけじゃないですよね、今の話では。
（所管課）　　そういうことです。
（会長）　　だからその辺で、今、単純に僕がこれを読んだときに、太陽・エムケイグループが、この2社が組んで、JVが雇用主となって雇用しなければいけないのかなという具合に理解したんですけど。一般的にそう読むんじゃないかなと。
（会長）　　ちょっと今の点とあわせてお聞きしておくと、派遣はよろしいという理解なんですか。
（所管課）　　派遣はだめです。
（会長）　　だめなんですよね。
（委員）　　太陽アーモさんかエムケイさんに属するわけですか。
（会長）　　JVを組んでいる個々の企業の従業員はオーケーという理解なんですよね。
（会長）　　ほかに特によろしいですか。

案件（3）③枚方市立火葬場指定管理者選定基準について

（会長）　　そしたらかなり時間も押してきておりますので、次の案件、これは事務局のほうからでしたよね。指定管理者選定基準について御説明いただけますか。

（事務局）　　それでは、選定基準について御説明いたします。

この選定基準につきましては、募集要項、仕様書に基づきまして作成するもので、委員の皆様に申請団体を御採点いただく際の基準となるものでございます。資料6の選定基準（案）をごらんいただきたいと思います。

まず、1の指定管理者選定基準の位置づけ及び選定の基本的な考え方といたしまして、指定管理料の額のほか申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に、2といたしまして、本委員会の審議体制について、3といたしまして、審議・採点の方法について、それぞれ記載のとおり、委員会において、申請団体の申請書等を審議し、御採点いただきたく、そういう旨を記載しております。

次に、4といたしまして、選定結果の公表につきましては、各団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に、資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

2番の選定委員会における審議の内容について御説明いたします。

まず、1、内容審査でございますけれども、資料の3ページ以降の事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の要求事項を単位といたしまして、2ページに記載のとおり、委員ごとにAからEまでの5段階で御評価いただきます。これに3ページ以降の表の右側にあります配点ウエート、これは内容審査における各項目の重要度を踏まえて配分したものです。この配点ウエートを乗じまして、各要求事項ごとの得点とするものでございます。

この得点化につきましては、仮にすべての要求事項でA評価、すなわち満点をつけられた場合、委員一人あたりで120点満点、委員5名皆様で600点満点となります。

続きまして、内容審査における確認事項及び加点事項について御説明いたします。

内容審査に係る表のうち、まず、この確認事項の欄は、募集要項に明記している基礎的事項点でございまして、これを満たしている場合について基礎点となる評価、すなわちC評価といたします。

次に、その右側にあります加点事項の欄でございますけれども、申請団体からの提案内容について、その内容が確認事項を超えてすぐれている場合に、基礎点であるC評価に加点して、A評価、またはB評価にランクアップさせる際の基準となります。

加点事項の採点に対する考え方といたしましては、加点事項の内容をすべて満たす提案が行われている場合にA評価、加点事項を満たす提案が行われていない場合は、加点を行わずC評価のままといたしまして、B評価はその中間といたしまして、加点事項を満たす事業計画の提案が見られるものの、完全ではない場合とするものでございます。

加点ばかりでなく、減点もございます。

基礎的事項にある確認事項の評価によって、記載があるものの内容に不明確な点がある場合はD評価、確認事項に係る記載がないか、確認事項が求める内容を全く理解していない記載が1項目でもある場合はE評価というように減点を行うものです。

次に、3の指定管理料について御説明いたします。

指定管理料につきましては、資料2ページの中段に記載している計算式によって得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料5年間分の合計額のうち、最も低い額を提示

したものを満点の400点として、次に低い額との差を400点から差し引きして点数化をしていきたいというふうに考えております。
換算する際生じます小数点につきましては、内容審査による点数化において、小数点第2位まで表示されることから、指定管理料で求める点数下での小数点の処理といたしまして、小数点第3位を四捨五入し、数値を合わせていきたいと考えております。
次に、4の総合評価についてですけれども、指定候補者の選定につきましては、事業計画の内容審査、600点満点なんですけれども、この内容審査と400点満点の指定管理料、これをそれぞれ得点化したものを合計して、1,000点満点とする総合評価方式で行っていただいてはどうかと考えております。
なお、順位につきましては、あくまで総合評価による得点を合算した順となりますけれども、2団体以上が同点となりました際には、同点となった申請団体に絞って、再審査を行っていただくこととしております。
説明は以上です。
（会長）　ありがとうございました。
どうぞ御自由に御意見と御質問どうぞ。
（委員）　これ、前回と同じですか。
（事務局）　若干変わってる部分がございまして。
（委員）　加点事項とか確認事項に変化があるんですね。
（事務局）　そうですね。内容でちょっと変わっている部分がございます。
（委員）　どう変わりました。
（事務局）　要求事項の1番の①の経営方針の中に、4番で育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定されている休業制度が確保されている、この分につきましては、以前は次の次のページになると思うんですけれども、3の施設の管理に関する事項の①の人員配置に関する事項に入ってたんです。ただ、ここではセクシャルハラスメントの部分だけが人員配置に関する事項に残って、全体の経営方針ということで、育児休業とか介護休業の部分については、この前に載せたような形になります。
それと、ほかにもあるんですけれども、2番の②の施設運営に関する計画ということで、7番の提案条件額を下回りかつ適正な指定管理料が提案されているという部分のうちの、かつ適正なという部分が追加されたということです。これは、以前は、上限額を下回るだけだったんですけれども、上限額より低過ぎるのもだめということで、低くてかつ適正という文言が必要だということで入ったというものです。
（会長）　それ以外は前のときと大体一緒ですか。
（事務局）　そうですね。
（会長）　そうすると、採点基準の点数をどうつけるかというのは、前と全然変わってないということですね。
（事務局）　はい。
（委員）　ちょっと立ち戻った話で申しわけないんですけど、先ほど委員から、3年、5年という話がありましたけど、済みません、最初のところを理解してなくて申しわけない、今回、公募をするんですね。非公募で今の業者さんに3年でやってもらうという、そういう選択はあったと思うんですけれども、今回、公募で5年というふうにした理由は、最初に何か御説明いただきましたか。

（事務局）　　非公募にする場合というのは、大体福祉施設が多いんですけれども、対利用者との関係で、そこの業者じゃないとやっぱり具合が悪いという場合については、非公募になっている場合が多いです。競争性を出す場合に、基本は公募なんです。

（委員）　　わかりました。基本は公募ですね。

（会長）　　だから、逆に言ったら、非公募にする場合のほうが、何か積極的な理由づけが要るみたいな話になるんですか。

（事務局）　　はい、そうです。

（会長）　　選定基準について特に御質問がなければ、これはもう皆さん一度経験されていることでございますので、ここまでということで、これでやらせていただきたいと思います。

案件（4）その他について

（会長）　　続きまして、あとはその他ですね。

その他について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

（事務局）　　次回の枚方市立火葬場指定管理者選定委員会は9月5日水曜日の午後2時から開催させていただきたいと思いますので、御出席のほどよろしくお願いいたします。

なお、開催会場については、改めて御案内させていただきますので、よろしくお願いします。

なお、当日は現地視察も予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

もう1点、本日の資料につきましては、そのままお席に置いていただきましたら、事務局のほうで、次回の委員会まで保管させていただきたいと思います。本日お持ち帰りいただいても結構ですけれども、その際は、次回の委員会にお忘れなく御持参いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

（会長）　　ありがとうございました。

以上で本日の委員会はすべて終了いたしました。当指定管理者選定委員会をこれで閉会させていただきます。

（閉会　午後4時13分）